

居宅介護支援事業所さふらん名古屋 重要事項説明書

1. 法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

1. 法人名 エーエスケアサービス株式会社
2. 法人種別 営利法人（株式会社）
3. 法人所在地 愛知県名古屋市南区加福町二丁目3番地3
4. 連絡先 【本部事務所】愛知県大府市吉田町半ノ木1番
電話0562-45-5910 FAX0562-45-5911

5. 代表者名 代表取締役 早川 佳人
- 6 法人が所有する事業所

【居宅介護支援事業所】 【地域密着型通所介護】	居宅介護支援事業所さふらん名古屋 デイサービスさふらん四軒家 デイサービスさふらん鳴海 デイサービスさふらん中島 デイサービスさふらん桜本町 デイサービスさふらん千音寺 デイサービスさふらん新瑞橋 【介護付き有料老人ホーム】 さふらん大府
----------------------------	--

(2) 事業所の概要

1. 事業所の名称 居宅介護支援事業所さふらん名古屋
2. 事業所の所在地 愛知県名古屋市守山区四軒家一丁目1304番地
3. 事業所の連絡先 電話052-739-7450 FAX052-739-7529
4. 介護保険指定番号 2371305158
5. サービス提供地域 名古屋市（緑区・天白区・南区・守山区・北区・名東区・昭和区・千種区・東区・西区・熱田区・瑞穂区・中区・港区・中川区・中村区）

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計	業 務 内 容
管 理 者	1名	0名	1名	管理業務、居宅介護支援業務
介護支援専門員	0名	0名	0	居宅介護支援業務

- (4) 事業所の営業日及び営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
休業日は、土・日曜日及び12月29日から1月3日	
※祝祭日は営業	

2. 介護サービス利用を受けるに当たってのお願い

- (1) 利用者にお渡しした「居宅サービス計画」と異なる事業者から、サービスを受けた場合や、サービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
ご連絡がないと、利用者の方に費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分や負担割合に変更があった場合等、現在お持ちの被保険者証や負担割合証の変更があった場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) 入院する必要がある場合には、入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝え下さい。
また、利用者の口腔に関する問題や服薬状況について、主治の医師や歯科医師、薬剤師と情報連携を行っていきますので、かかりつけ病院や薬局、お薬情報をお知らせください。

3. 利用料金

(1) 居宅サービス計画作成、相談等の利用料

- ①要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。各種加算についても基本報酬に加算されるので同様です。
- ②保険料の滞納などにより、法定代理受領（保険給付）ができなくなった場合、介護度 1. 2 の方は 1 ヶ月につき 1086 単位、介護度 3. 4. 5 の方は 1 ヶ月につき 1411 単位いただきますが、当事業所から発行されたサービス提供証明書を市役所の担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。詳しくは、介護支援専門員にお訊ね下さい。

区分(介護給付)	金 額 (単位)	自己負担額	備 考
居宅介護支援費 (Ⅰ・ⅱ)	要介護 1・2 1086 単位/月	0 円	下記参照 ※1 あるいは※2
	要介護 3・4・5 1411 単位/月	0 円	
その他の加算	初回加算 300 単位/月	0 円	初めて、または、2 段階以上の認定区分が変更した際に居宅サービス計画を策定した場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250 単位/月	0 円	病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
	入院時情報連携加算 (Ⅱ) 200 単位/月	0 円	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ 450 単位/月	0 円	医療機関や介護保健施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 600 単位/月	0 円	医療機関や介護保健施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ 600 単位/月	0 円	医療機関や介護保健施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 750 単位/月	0 円	医療機関や介護保健施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合
	退院・退所加算 (Ⅲ) 900 単位/月	0 円	医療機関や介護保健施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月	0 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、居宅サービス等の利用調整を行なった場合
	ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月	0 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス事業者へ情報提供した場合
	通院時情報連携加算 50 単位/月	0 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や 生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合 下記参照 ※3

※1 名古屋市の 1 単位の単価は 11.05 円です。

※2 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースにおいては算定します。

※3 通院時の乗降介助等を行わない

(2) 交通費

前記の1 (2) 5. のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、通常の提供地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに10円を徴収します。詳しくは、介護支援専門員にお訊ね下さい。

4. 事業所の居宅介護支援の目的及び方針

(1) 事業の目的

高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②利用者が居宅において介護サービスやその他の保健医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
 - *利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をお伺いして、居宅サービス計画を作成します。
 - *利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族と指定居宅サービス事業所等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - *必要に応じて、指定居宅サービス事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
 - *介護支援専門員は、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、求めに応じて公正中立に複数の指定居宅サービス事業所を紹介し、当該事業所の位置づけの理由を説明します。
また、当事業所が前6か月間に作成した居宅サービス計画書における「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合について別途資料を添付します。
 - *利用者は指定居宅サービス事業所のみならず、指定居宅介護支援事業所についても自由に選択することができます。
 - *利用者またはその家族は、居宅サービス計画書を自己作成(セルフプラン)することもできます。

(3) 居宅介護支援の内容等

- ① 介護保険申請代行
- ② 居宅サービス計画作成
- ③ サービスの継続的な把握と評価
- ④ 給付管理
- ⑤ 介護保険や地域の社会資源等に関するご相談に応じます

(4) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更：変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② アセスメント（課題把握）の方法：全国社会福祉協議会方式
- ③ 研修の実施：介護支援専門員の資質の向上を図るため、年間計画に沿って研修を実施します。

5. 事故が発生した場合の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し事故の要因を十分に検討して原因解明を行い、再発防止に努めます。

6. 身体拘束等の原則禁止・虐待防止の為の措置

利用者等の人権擁護・虐待等の防止のため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催、担当者を配置し、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止に必要な措置を講じます。
- ② 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に沿った研修及び訓練を実施します。

8. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、感染対策委員会の開催、担当者の配置、指針の整備、必要な研修及び訓練を実施します。

9. ハラスメント防止

事業所の職員に対して行う乱暴な言動、無理な要求、誹謗中傷などの迷惑行為、ハラスメントに該当するとみなされる行為、サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音、SNSへの掲載等が無断で行う行為などがある場合、サービス終了とさせていただく場合があります。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談、苦情担当

当事業所へのご相談・苦情 および 居宅サービス計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

居宅介護支援事業所さふらん名古屋

担当者 丸山 美春

連絡先 電話 052-739-7450 FAX 052-739-7529

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

ただし、12月29日から1月3日までを除く

(2) その他の相談窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

名古屋市役所 介護保険課 電話 052-959-3087

愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

11. 秘密保持

(1) 個人情報の保護および利用の制限

「居宅サービス計画」を作成するにあたり知り得た情報は、利用者及びその家族の了解なしに他人に漏らすことはありません。但し、介護サービスが円滑に提供されるよう「個人情報使用同意書」に定められた範囲で必要な情報をサービス事業者等に情報提供することがあります。

(2) 守秘義務の継続

この守秘義務はご利用者と事業所の契約が終了した後も守られます。